# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
22	特別児童扶養手当の支給に関する事務書	基礎項目評価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に 会津若松市情報セキュリティーポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

#### 評価実施機関名

会津若松市長

#### 公表日

令和7年3月24日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務 					
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務					
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図るため、当該児童について特別児童扶養手当を支給している。支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用している。具体的な事務 ①特別児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より本人、当該児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。 ②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、特別児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。					
③システムの名称	総合行政システム(標準化前)、総合行政システム(標準化後)、中間サーバー、団体内統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
特別児童扶養手当情報ファイル	IL					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律 別表第66・67の項・特別児童扶養手当の支給に関する法律 第38条第1項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第91項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部 こども家庭課					
②所属長の役職名	こども家庭課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 健康福祉部 こども家庭課 0242-39-1243					
8. 特定個人情報ファイル・	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 健康福祉部 こども家庭課 0242-39-1243					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		1) 1,000人 1,000人未満(任意実施) ] 3) 1万人 4) 10万人	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	7年1月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択版 500人未満 ] 1) 500人				
いつ時点の計数か		7年1月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 i重大事故が発生したか	そ選択服 発生なし ] 1) 発生を				

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実力 載されている。	項目評価書	] ては、それぞれ重点	項目評価書又は	<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価 全項目評価書において	書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた入手を	<del></del>		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの書	託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報	提供ネットワークシ	ステムを通じた扱	是供を除く。)	[ 0	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの指	<b>妾続</b>	[ ]	接続しない(入手)	[	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>-</sup> 2) 十分である 3) 課題が残される		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ -	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>-</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>-</sup>		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	以下のような場合に、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					

9. 監	査					
実施の	D有無	[〇] 自己点検	[ O ]	内部監査	[ ] 外部監査	
10. 1	<b>従業者に対する教育・</b>	啓発				
従業者	舌に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 🛔	<b>長も優先度が高いと</b> 考	きえられる対策		[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施	する
最も優る対策	憂先度が高いと考えられ :	<選択肢> 1) 目的外の入手が行わ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正が 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク	目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策			
当該対	対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	ントクラウドは国が実施した特 情報が記載された書類は施율	定個人情 できる場所	報保護評価に 所に保管しす	シトクラウドにて運用することとなるが、基づき、適切に管理されている。また、 基づき、適切に管理されている。また、 るとともに、特定個人情報が記録された 個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ	特定個人 :書類等を

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	課長 藤森 佐智子	課長 渡辺 匡子	事後	
平成29年4月1日	所属長	課長 渡辺 匡子	課長 小林 浩治	事後	
平成31年4月1日	所属長の役職名	課長 小林 浩治	こども家庭課長	事後	
平成31年4月1日	新様式に変更			事後	
令和3年2月5日	再実施			事後	
令和7年3月24日	I-3個人番号の利用	個人を識別するための番号の利用等に関する	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律 別表第66・67の	事後	番号法改正
令和7年3月24日	I -4-②法令上の根拠	【情報照会】 ・別表第2の66の項 行政手続における特定の	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	番号法改正
令和7年3月24日	Ⅳリスク対策		項目を追加	事後	新様式に変更
令和7年3月24日	再実施			事前	基幹業務標準化に伴う再実施